

平成 28 年度 小笠原諸島における有人島のネズミ対策実施計画

環境省（小笠原自然保護官事務所）
林野庁（森林生態系保全センター、
小笠原総合事務所国有林課）
東京都小笠原支庁（土木課、産業課）、保健所
小笠原村（環境課、産業観光課、建設水道課、母島支所）
小笠原村教育委員会

山域における生態系の保全、農地における農業被害の防止、人家周辺における公衆衛生の確保をはかるため、小笠原諸島の有人島におけるネズミ対策を進める。

本実施計画は、平成 27 年度に開催した「有人島におけるネズミ対策にかかる行政連絡会」における議論及び「小笠原諸島における有人島のネズミ対策に関する試行的実施の考え方（H27）」を踏まえて、それらの課題解決のために、平成 28 年度に行政機関で実施する対策内容、役割分担を整理したものである。

1. 範囲

東京都小笠原村 父島、母島

2. 有人島におけるネズミ対策の基本的な考え方

（1）背景

- ・小笠原諸島世界自然遺産地域の管理機関（関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都、小笠原村で構成、以下遺産事務局という）は、「世界自然遺産推薦地小笠原諸島管理計画」や「世界自然遺産小笠原諸島生態系保全アクションプラン【第 2 期】」に基づき、父島・母島に生息するノネコを侵略的外来種と位置づけ、排除の取組を進めている。
- ・取組を通じ、アカガシラカラスバトの目撃数に大きな回復傾向が見られるほか、希少海鳥類やオガサワラオオコウモリの生息環境の保全にも資するものとして評価されている。
- ・一方で、平成 22 年度頃から、村民からは外来ネズミによる農作物被害や集落内での出現回数が増加しており、それらがノネコ対策の進行に起因しているのではないかとの声が上がっている。それを受け、世界自然遺産管理の一翼を担う世界自然遺産地域連絡会議からも、ネズミ対策を求める要請がなされている。
- ・上記の増加は、遺産登録前の小笠原村野ネコ対策方針（ネズミの主要捕食者である野ネコを、生態系への人為影響を最小限にするため、急激な排除ではなく不妊去勢の徹底による緩やかな自然減を目指す）を、平成 22 年度からの排除方針に転換した以降に生じた可能性も示唆される。
- ・世界自然遺産地域科学委員会からは、遺産地域内でのノネコの捕獲が、生活圏内のネズミ被害を増加させた可能性があることを重大な問題として認識すべきであり、この島民の不満は、世界自然遺産そのものへの不満になる恐れがあることから、早急に対応すべきであると指摘されている。
- ・また、父島においては、平成 22 年度からノヤギ排除事業が本格化され、密度低減が進んでおり、

このことによる植物の回復がネズミの増加を招く可能性も指摘されている。

(2) 有人島ネズミ対策の必要性

- ・有人島におけるネズミの増加は、生態系保全の取組に伴う種間相互作用のバランス変化によって生じた可能性が否めないとともに、遺産価値の中核をなす陸産貝類や希少植物等に被害を及ぼす点、さらには無人島でのネズミ対策後の再侵入リスクという点からも世界遺産管理の枠組みでの対応が必要である。
- ・同時に、有人島における問題に取り組むことは、遺産管理事業への村民理解を深めるとともに、農業被害や公衆衛生上のリスクを低減することにもつながる。
- ・ネズミの増減は、自然地域、集落域、農地が関連して発生すると考えるべきであり、対策については全地域に渡って考える必要があるため、ネズミ対策に関わる関係部署が広く参画して情報共有・検討することが必要である。
- ・ネズミの増減やその原因、今後の増減の見通しなど不明確な点も多く、特定の行政機関が事業実施を判断するだけの材料が不足している一方で、危機管理上、遺産事務局及びネズミ対策に関わる関係部署の連携により、急激な増加リスクを低減すること、また、村民の問題意識に 대응することが必要である。

(3) 当面の有人島ネズミ対策の方向性

- ・無人島に比べて規模的、技術的或いは社会的合意に係る課題がさらに大きくなる有人島でのネズミの根絶については、現行手法では技術的に限界があり、現時点では中長期的な計画を立てられていない。
- ・当面は、平成 22 年度頃以降に生じている島民が許容できない被害の増加に対して、以下の①～③の方向性に沿って対処していく。
- ・並行して、無人島における対策の進捗や技術的検討の動向を踏まえつつ、根絶に向けた課題整理や中長期的な検討を行う。

①生態情報の収集

- ・ネズミの生息実態、増減とその原因、今後の増減の見通し等、不明確な点が存在するため、データの集積を継続する。

②自主防衛への支援

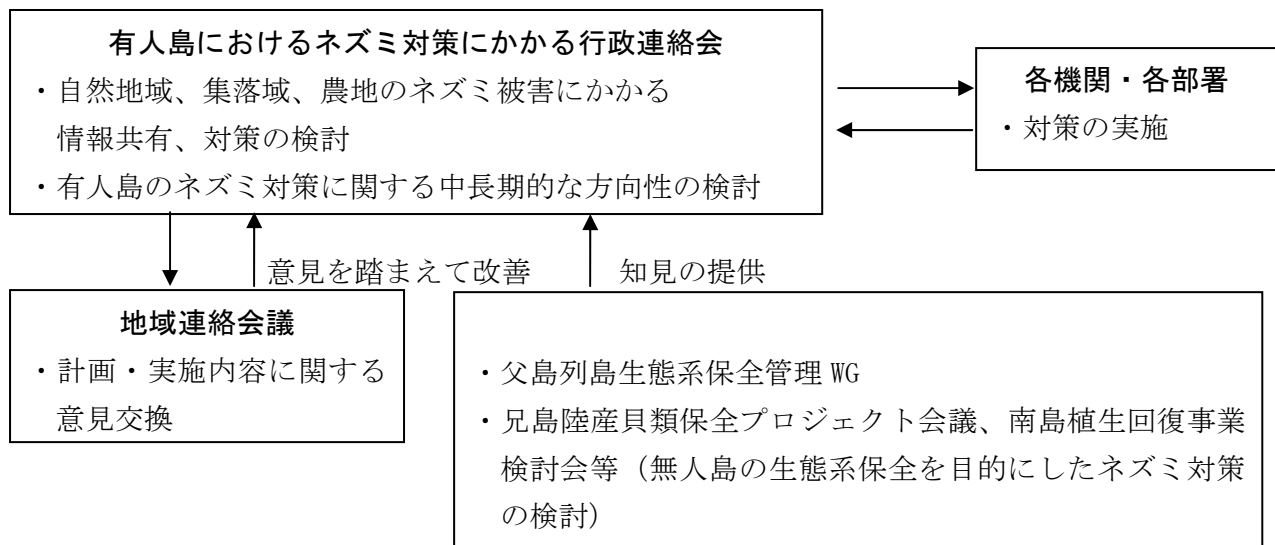
- ・ネズミ対策技術の普及、助言・指導により、各個人が家や農産物等の財産の被害を防ぐ自主的な取組を支援するとともに、行政の取組に対する理解を深める。

③ネズミ被害への対処

- ・自然地域で問題となっているネズミ食害に対しては、行政機関主導で対処する。
 - ・集落周辺でのネズミ食害についても、国有地及び公有地を中心に必要な対応を行う。
-
- ・各行政機関の連携による一斉防除や、住民有志に協力を得て実施する密度低減の取組について、課題を整理し、今後の実施を検討する。

3. 具体的な取組内容

(1) 検討体制



(2) ネズミに関する生態的情報の収集

①山域におけるネズミ類

- ・父島東平（初寝浦、鳥山大滝）、母島（乳房山、南崎、石門）における、ネコ対策の一環としてのネズミの増減を把握するため、カゴ罠でのモニタリングを継続（環境省小笠原自然保護官事務所）
- ・ヤギ対策の一環としてのネズミ類モニタリング（東京都小笠原支庁土木課）

②集落地・農地周辺でのネズミ類の傾向の把握

- ・村道でのネズミ死体計数の継続（小笠原村建設水道課）
- ・公共管理施設用地等におけるカゴ罠による捕獲をモニタリングを兼ねて試行（東京都小笠原支庁、小笠原村）
- ・山域でのモニタリングの知見からの、農地、集落地でのカゴ罠モニタリングの技術的、資材的な協力（環境省小笠原自然保護官事務所）
- ・殺鼠剤の購入補助額の推移の把握（小笠原村産業観光課）

(3) 自主防衛への支援（ネズミ対策の技術的な検討・助言・指導及び相談窓口の開設）

①ネズミ対策技術の普及について

小笠原諸島における外来ネズミ類対策検討会（環境省を事務局とする検討会）において、生態系の保全に関する技術や知見を議論する。これらのネズミ対策にかかる技術や知見（殺鼠剤の効率的な散布方法等）は、科学委員会での助言、農協の協力を得つつ、農地や集落等での対策に活用する。農家への技術的助言や農家の試行的な実施に際して、小笠原支庁産業課において技術的な協力をを行う。

②ネズミ対策技術にかかる広報、技術的な指導の相談窓口の開設

◆全般

- ・行政連絡会において取りまとめた情報の周知（遺産管理事務局、その他関係機関）

◆農地での対策技術

・営農の文脈でのネズミ対策の技術指導（東京都小笠原支庁産業課）

◆人家周辺での対策技術

・ごみステーションの衛生指導継続（小笠原村建設水道課）

・技術的指導、普及啓発の継続・拡充（東京都島しょ保健所小笠原出張所、小笠原村建設水道課）

◆自然環境

・生態系保全におけるネズミ対策の現状に関する情報提供（環境省小笠原自然保護官事務所）

（４）生態系保全に関するネズミ被害への対処（低密度化等）

①陸産貝類の保全のための対策

陸産貝類保全WGにて、父島（鳥山、巽崎）、母島等、有人島における陸産貝類の生息地及びその周辺を保全対象エリアとする対策手法について検討する。また、具体的な取り組みとして以下を実施する。

・ネズミ食害対策が、喫緊の課題となっている鳥山地域において、ネズミの低密度化による陸産貝類の保全対策を実施（環境省小笠原自然保護官事務所、H28 新規事業）

②東平における生態系保全のための対策

東平生態系保全方針検討会（環境省を事務局とする検討会）にて、父島東平を中心として保全対象エリアとする対策手法について検討する。また、具体的な取り組みとして以下を実施する。

・東平地区の希少植物が集中して生育するエリアにおいて、局所的なネズミの低密度化による保全対策を実施（環境省小笠原自然保護官事務所、H28 新規事業）

③属島への侵入防止対策

属島における自然地域保全を検討する場（兄島陸産貝類保全プロジェクト会議等）において、属島へのネズミ類の再侵入を防止する観点から有人島側での対策を検討する。現行手法では、大面積の無人島でのネズミ根絶は、困難であることが明らかになってきたことから、今年度は、ネズミの生息していない無人島に、船舶等に紛れて侵入することのないよう措置を施す。

（５）集落地・農地周辺におけるネズミ被害への対処（低密度化等）

集落地、農地周辺の環境の改善については、単独機関で実施する事は難しいことから、各機関が連携し、被害の発生状況を踏まえながら、各機関の事業の実施時期や頻度等を調整して行う。

・山域でのネズミ対策（殺鼠剤の散布等）

・河川、道路管理（東京都管理、小笠原村管理の河川敷の草刈り等）

・住居周辺における対策（ごみステーションの衛生指導継続（小笠原村建設水道課））

・集落地内園地の管理（東京都支庁土木課）

・その他公有施設用地の維持管理（草刈り等）

・農地内の殺鼠剤の購入補助（小笠原村産業観光課）

*捕獲ネズミについては、捕獲主体がコンポスト化することを原則とする。ただし、個人が捕獲した場合は、焼却ごみとしての取扱いも可能。

9. 有人島のネズミ対策

